

平成21年3月16日

告示第55号

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2の規定に基づき、認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者(以下「要支援者」という。)の福祉の増進を図るため、当該要支援者に係る成年後見制度の利用に対する支援(以下「支援」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(支援の種類)

第2条 支援の種類は、次の各号に掲げる審判の請求(以下「審判の請求」という。)並びに審判の請求に要する費用及び成年後見人、保佐人又は補助人(以下「成年後見人等」という。)の報酬に係る費用の助成とする。

- (1) 民法(明治29年法律第89号)第7条に規定する後見開始の審判
- (2) 民法第11条に規定する保佐開始の審判
- (3) 民法第13条第2項に規定する保佐人の同意権の範囲を拡張する審判
- (4) 民法第876条の4第1項に規定する保佐人に代理権を付与する審判
- (5) 民法第15条第1項に規定する補助開始の審判
- (6) 民法第17条第1項に規定する補助人に同意権を付与する審判
- (7) 民法第876条の9第1項に規定する補助人に代理権を付与する審判

(審判の請求)

第3条 市長は、配偶者若しくは2親等内の親族がない要支援者又はこれらの親族があっても音信不通の状況にある等の要支援者であって、次の各号に掲げる事項を総合的に勘案し、本人の保護のために支援を行うことが特に必要であると認めた者(以下「対象者」という。)の審判の請求を行うものとする。ただし、当該要支援者の3親等又は4親等の親族であって、審判請求をする者の存在が明らかである場合は、市長は審判の請求を行わないものとする。

- (1) 当該要支援者の事理を弁識する能力

- (2) 当該要支援者の生活状況及び健康状況
- (3) 当該要支援者の親族の存否、当該親族による本人保護の可能性及び当該親族が
審判の請求を行う意思の有無
- (4) 当該要支援者に対する他の施策の活用による効果
(審判請求の費用負担)

第4条 市長は、審判の請求に係る費用(家事事件手続法(平成23年法律第52号)第28条
第1項に規定する手続費用をいう。)を負担するものとする。

(費用負担の求償)

第5条 市長は、前条の規定により市長が負担した費用に関し、本人又は関係人が当該
費用を負担すべき特別の事情があると判断したときは、負担した審判請求費用の求
償権を得るため、家事事件手続法第28条第2項の規定による命令を促す申立てを家
庭裁判所に対し行い、本人又は関係人に求償するものとする。

2 市長は、審判の結果成年後見人等が選任され、又は選任されなかった場合であって、
当該審判の対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の求償はせず、前
条の費用を助成したものとみなす。ただし、第6条第3項に該当するときは、その全
部又は一部を求償するものとする。ただし、第6条第3項に規定する差額があるとき
は、その差額を求償する。

(1) 現に生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者であって、別表の要件
を満たす者

(2) 市民税非課税世帯の世帯員であって、別表の要件を満たす者

(3) 審判の請求に要する費用を市が負担することが必要であると市長が認める者

3 市長は、対象者が前項各号のいずれにも該当しない場合であって、審判により成年
後見人等が選任されたときは、審判請求費用を当該選任された成年後見人等に請求
するものとする。

(成年後見人等に係る報酬の助成)

第6条 市長は、審判の請求により要支援者に対して成年後見人等が選任された場合で
あって、次の各号のいずれかに該当するときは、当該選任された成年後見人等の報
酬に係る費用を助成するものとする。

(1) 前条第2項第1号に該当する者

(2) 前条第2項第2号に該当する者

(3) その他当該選任された成年後見人等の報酬に係る費用の助成を受けなければ、
成年後見制度の利用が困難な状況にあると市長が認める者

2 助成額は、次に掲げる額を上限とし、成年後見人等の報酬に係る費用の範囲内とする。

(1) 成年被後見人等が在宅で生活している場合 成年後見人等による事務が行われた月数に28,000円を乗じて得た額

(2) 成年被後見人等が施設、病院その他在宅以外の場所で生活している場合 成年後見人等による事務が行われた月数に18,000円を乗じて得た額

3 前項の規定に基づき成年後見人等の報酬に係る費用を支給する場合において、別表第1号ただし書の規定を適用する場合の助成額は、預貯金等から前項に定める上限の範囲内で算定した額を控除した額と40万円(世帯員が1人増えるごとに30万円を加算した額)との差額とする。

(助成の手続)

第7条 助成を受けようとする成年被後見人等は、南丹市成年後見制度利用支援事業助成金(後見人等報酬)申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、成年後見人等の報酬に係る費用の審判が確定した日から起算して、原則3箇月以内に市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成が適当と認められたときは、南丹市成年後見制度利用支援事業助成金決定(却下)通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(成年後見人等の報告義務)

第8条 助成金の交付を受けている者の成年後見人等は、当該成年被後見人等の資産状況及び生活状況に変化があった場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

(助成の中止)

第9条 市長は、成年被後見人等に対する成年後見等の終了を家庭裁判所が決定したとき、当該成年被後見人等の資産状況若しくは生活変化又は死亡等により助成の理由が消滅したと認めるとき若しくは著しく変化したと認めるときは、助成を中止し、又は助成金の額を増減することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月13日告示第38号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成28年3月31日告示第59号)

(施行期日)

- 1 この告示は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であつてこの告示の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの告示の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際、第1条の規定による改正前の市有地等処分の媒介に関する実施要領、第2条の規定による改正前の市有地等販売促進事業実施要領、第3条の規定による改正前の南丹市犯罪被害者等見舞金支給要綱、第4条の規定による改正前の南丹市成年後見制度利用支援事業実施要綱、第5条の規定による改正前の南丹市一時保育実施要綱、第6条の規定による改正前の南丹市子育て短期支援事業実施要綱、第7条の規定による改正前の南丹市不妊治療等給付事業実施要綱、第8条の規定による改正前の南丹市障害者自立支援医療特別対策事業実施要綱、第9条の規定による改正前の南丹市障害者更生訓練費給付事業実施要綱、第10条の規定による改正前の南丹市身体障害者自動車改造助成事業実施要綱、第11条の規定による改正前の南丹市子ども発達・療育支援輸送事業実施要綱、第12条の規定による改正前の南丹市障害児(者)日常生活用具給付事業実施要綱、第13条の規定による改正前の南丹市身体障害者自動車運転免許取得教習費助成金交付要綱、第14条の規定による改正前の南丹市福祉タクシー事業実施要綱、第15条の規定による改正前の南丹市障害福祉サービス事業所等通所交通費補助金交付要綱、第16条の規定による改正前の南丹市障害者ガイドヘルパー派遣事業実施要綱、第17条の規定による改正前の南丹市障害者日中一時支

援・生活サポート事業実施要綱、第18条の規定による改正前の南丹市国民健康保険一部負担金の減額、免除及び徴収猶予に関する取扱要綱、第19条の規定による改正前の南丹市未熟児養育医療給付要綱、第20条の規定による改正前の南丹市墓地等の経営の許可等に関する事務取扱要領、第21条の規定による改正前の南丹市ものづくり産業雇用支援助成金交付要綱、第22条の規定による改正前の南丹市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱、第23条の規定による改正前の南丹市専用水道事務取扱要綱、第24条の規定による改正前の南丹市下水道排水設備指定工事業者等処分要綱に関する処分基準及び第25条の規定による改正前の南丹市水洗化促進事務取扱要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和7年1月23日告示第20号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の南丹市成年後見制度利用支援事業実施要綱における審判請求の費用負担又は成年後見人等に係る報酬の助成については、この要綱の施行の日以後に確定した審判に係るものについて適用し、同日前に確定した審判に係るものについては、なお従前の例による。

別表(第5条、第6条関係)

資産等の基準

- | |
|---|
| <p>(1)預貯金等(生命保険を除く。以下同じ。)の額が、単身世帯で40万円(世帯員が1人増えるごとに30万円を加算した額)以下であること。ただし、預貯金等から成年後見人等の報酬を控除した場合において預貯金等の額が上記基準を下回る場合を含む。また、当該報酬対象期間中に、社会通念上、当該被成年後見人等の身上保護に必要と認められない支出があった場合、当該支出を加算した額を預貯金等とみなすことがある。</p> <p>(2)世帯員が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がないこと。</p> |
|---|

様式第1号(第7条関係)

南丹市成年後見制度利用支援事業助成金(後見人等報酬)申請書

(宛先)南丹市長

南丹市成年後見制度利用支援事業実施要項第7条第1項に基づき、関係書類を添えて申請します。

(被 後 見 人 等) 申 請 者	フリガナ		申請日	年 月 日
	氏名		生年月日	年 月 日
	住所	〒 — 電話番号 ()	後見等の の類型	☐ 後見 ☐ 保佐 ☐ 補助
	施設・入院の 場合の施設 名・住所	〒 — 電話番号 ()		
(後 見 人 等) 代 理 人	フリガナ		職種資格	☐ 弁護士 ☐ 司法書士 ☐ 社会福祉士 ☐ その他()
	氏名			
	住所	〒 — 電話番号 ()		
申請資格 (該当する□にチェック)		☐ 生活保護受給者で、実施要項の資産等の基準を満たす者 ☐ 世帯員全員が市民税非課税で、実施要項の資産等の基準を満たす者		
申請額		円	報酬付与 対象期間	年 月 日 ～ 年 月 日
申請期間の 申請者の居所		☐ 在宅(助成金額の上限、月額28,000円) ☐ 入院・施設(助成金額の上限、月額18,000円) ☐ 申請期間中に在宅と入院(入所)がある(入院が30日を超える場合)		

振 込 先 口 座	金融機関名		店舗名	
	預金種別	☐ 普通 ☐ 当座	口座番号	
	(フリガナ)			
	口座名義			

- ・振込先口座は原則、被後見人等の名義口座を記入してください。
- ・被後見人等が亡くなられた場合には、振込先口座は後見人等の口座を記入してください。
- ・支給決定通知書送付後、上記口座に振り込み手続を行います。

【確認書類チェック表】

提出する書類の□にチェックをしてください。

(各種公的書類原本は、申請日の3箇月以内に取得したものを添付してください)

○申請資格確認書類(申請資格に合わせて提出)

(生活保護受給者)

- ☐ 生活保護受給証明書(原本)

(世帯員全員が市民税非課税で、実施要項の資産等の基準を満たす者)

※被後見人等及び世帯の状況を調査・確認することに同意される場合は書類の提出は不要

- ☐ 被後見人等及び被後見人等の世帯員の状況等を調査・確認することに同意します
(上記項目の同意にチェックがある場合は、以下の書類の提出は不要)
- ☐ 住民票の写し(原本)
- ☐ 市民税非課税であることが確認できる書類の写し
(介護保険納入通知書、市民税非課税証明書等)

○助成金申請必須書類

- ☐ 登記事項証明書の写し
- ☐ 報酬付与審判書謄本の写し(審判確定の日から起算して原則3か月以内)
- ☐ 家庭裁判所に提出した報酬付与事情説明書と別紙報酬付与事情説明書の写し
- ☐ 家庭裁判所に提出した後見事務報告書の写し
- ☐ 家庭裁判所に提出した財産目録と、預貯金通帳の写し
- ☐ 家庭裁判所に提出した収支予定表の写し
(収支予定に変動がなく今年度提出がない場合は、前年の収支予定表の写し)
- ☐ その他南丹市が報酬助成の審査に必要と認める資料
(申請後に追加での提出をお願いする場合があります)

○生計を同じくする世帯員の資産確認書類(該当者がいる場合のみ)

- ☐ 報酬助成期間と同じ期間の世帯員全員の預貯金通帳の写し

○申請期間の居所を在宅と入院(入所)を選択した場合の確認書類

- ☐ 居所又は入院・入所の期間の分かる資料、領収書等の写し

様式第2号(第7条関係)

第 号
年 月 日

南丹市成年後見制度利用支援事業助成金決定(却下)通知書
様

南 丹 市 長

年 月 日付けで申請のあった成年後見人等の報酬助成につきましては、次のとおり決定したので通知します。

決定内容	助成決定 ・ 助成却下		
	申請額 円	助成決定額 円	
被後見人等氏名			
被後見人等住所			
後見人等氏名			
後見人等住所			
助成却下 ・ 減額理由			
備考			

教示
(1) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、南丹市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。)
(2) この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、南丹市を被告として(訴訟において南丹市を代表する者は南丹市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第1号(第7条関係)

様式第2号(第7条関係)